

## 介護保険料の軽減強化について

---

## 介護保険料の軽減強化について

介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成 27 年 4 月から一部実施されていますが、平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせて、更に軽減強化を行うこととされています。

この低所得者の第 1 号保険料軽減強化に係る対応については、今後国会において審議された後に決定されることとなりますが、それに向けて介護保険条例の改正準備を進めています。

### ○ 低所得者の第 1 号保険料軽減強化の完全実施までの内容

段 階	軽減前		軽減後					
			H30・現行		H31・半分実施		H32・完全実施	
	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額
第 1 段階	0.5	38,200円	0.45	34,400円	0.375	28,700円	0.3	22,900円
第 2 段階	0.73	55,800円	—	55,800円	0.625	47,800円	0.5	38,200円
第 3 段階	0.73	55,800円	—	55,800円	0.725	55,500円	0.7	53,500円

第 1 段階…生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人

第 2 段階…世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の人

第 3 段階…世帯全員が市民税非課税で、第 1 段階または第 2 段階に該当しない人

介護保険料の賦課は年度単位であるため、平成 31 年度の保険料軽減強化については、消費税率引上げが平成 31 年 10 月である（年度の半分）ことを踏まえ、平成 32 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定される予定である。